

令和3年度 第4回 特別職報酬等審議会 会議録

日 時／令和3年9月29日（水）午後6時00分

場 所／庄内町役場B棟 入札室

出席委員／鈴木茂、渡會正、齋藤秀基、富樫仁、安藤政則、小野寺隆光、金子尚毅、  
森保如、上野千賀子、菅原千鶴子

アドバイザー／小野英一（東北公益文科大学教授）

事務局／佐藤美枝、高田謙、太田聡美

総務課長：お仕事の後で大変お疲れのところ、どうもありがとうございます。  
審議会も、今回で第4回目となりました。最終的な部分を考えていくこと  
になりますので、慎重審議をお願いしたいと思います。  
それでは只今より、第4回庄内町特別職等報酬審議会を開会致します。  
始めに、会長の富樫様よりご挨拶をお願いします。

【挨拶】

会長：委員の皆様、小野先生、大変お疲れのところ、ご出席いただきましてあり  
がありがとうございます。連日猛威を振るっておりました新型コロナウイルスの  
緊急事態宣言が、明日にもようやく解除されるようであります。完全終息  
が待たれます。

新町長体制での議会が9月7日から開催されました。

議場で傍聴された方や、インターネット中継で聴講された方がおりました  
ら、感想を含め、後程、聞かせていただければと思います。

本日の協議は、前回から引き続きまして、町議会議員の報酬、また、農業  
委員会及び選挙管理委員会、消防団員等、その他特別職の報酬について  
も、提示させていただきます。

また、議会の在り方について、前回の会議でも様々な意見がありました  
が、こちらも時間を設けて、皆さんからご意見を伺いたいと思います。

本日は第4回目の会議になります。積極的な意見を出していただいて、よ  
り良い答申書を仕上げていきたいと思っています。

私は皆さんの総意の下に答申したいと思っておりますので、ご協力をよろ  
しくをお願いします。

本日の協議も短い時間となりますが、どうぞよろしくをお願いします。

総務課長：ありがとうございます。3の協議については、これ以降、会長より進めて  
いただきます。

会長：それでは協議に入ります。

【協議】

(1) 諮問についての審議

① 庄内町議会議員の報酬について

会長：「(1) 諮問についての審議」について、事務局より説明願います。

事務局：説明に入る前に、本日、配布しました資料の確認をさせていただきます。  
まず、次第、資料1 答申書（案）、資料2 特別職の報酬額等の改定について（案）A3横3ページの資料、最後に、第3回庄内町特別職等報酬審議会議事録ということで、両面印刷で16ページになります。

（以下、「資料1」を読み上げて説明）

以上で説明を終わります。

会長：只今、特別職の報酬額についての答申内容の素案が提示されました。  
前回の会議で、皆さんから頂戴した意見の内容を集約させていただきました。  
皆さんから意見を頂戴する前に、アドバイザーの小野先生から、ご意見をお願いします。

アドバイザー：只今、会長及び事務局から説明のあった通り、これまで皆さんから、それぞれの立場で、活発な議論や意見交換がありました。  
それを先程、事務局から説明のあった、資料1 答申書（案）にまとめてもらいました。これまでの議論が集約されていると思います。  
いよいよ、これから実際に答申を出す段階になります。そもそも、この特別職報酬等審議会はなんだったのかというところを、大きなところで確認させていただく必要があると思います。  
答申書を作成する前に、もう一度確認してみます。  
審議会の条例をお持ちの方はご覧いただければと思います。  
特別職等報酬審議会条例、諮問事項ということで第2条、町長は、特別職の報酬、給与に関する特別職給与条例ということになりますけれども、議会に提出しようとするときは、あらかじめ、報酬の額について、審議会の意見を聞くものとする、とされています。それだけ、この審議会における議論は重いということでもあります。  
これを受けて、町長が条例を提案する、その条例を議会で審議するとなりますが、それはまた、次の段階であります。  
本審議会は、町長に対しての答申で、意見を出すということで、大変重いものということになります。  
今回、事務局で素案をまとめてもらいました。  
この時期にこのメンバーで議論を尽くして、ひとつの結論を出す、答申書を出すということで、これは、後世にずっと残っていくものとなります。  
4年前の平成30年の審議会の答申書は、今回の審議会でも常に参考としているものです。  
答申書には、報酬額については勿論のこと、意見ということで、議会の在り方や議員活動についての全般的な部分を含め、是非、この答申書に対して、様々な要望や議論を重ねて、最終的な答申書を作っていただければと思います。

会長：ありがとうございました。  
今、小野先生から話があったように、この審議会はとても重要なものであるのです、皆さん、ご意見等よろしくお願いします。

今回、皆さんに配布した答申書は、素案の素案と考えて下さい。（非常に柔らかな表現になっているかと思います）

これまで、皆さんから頂戴した意見と、3年前の答申内容を精査していきたいと思います。

併せて、議会の在り方等についても、ご意見をお聞きし、答申に加えていきたいと思っています。

ところで、皆さん、町議会を傍聴された方、インターネット中継で聴講された方はいますか。

今回の議会を傍聴された方は、かなり多かったと聞いています。

私は仕事の都合で、議員14名全員の一般質問を聴講することはできなかったのですが、半分位の議員の一般質問を聴講しました。

それでは皆さん、ご意見はないでしょうか。

委員：資料1 答申書（案）3/3 ページの【審議会で出された主な意見】の中の（4）その他の、「議員のなり手不足を解消するための方策について」で、「今後も継続的に協議と実践を進めるべきである」とあるのは、議会だけのことなのか、それとも、この審議会も絡んでのことなのか、どちらなのでしょう。

総務課長：それについては、議会に対して、そういった動きをすべきと投げかけるものです。来年、改選時期となるわけですが、手を挙げる方が出てきやすいように、今後もその部分を継続して審議して欲しいということを、議会へする形にまとめました。

委員：議員の立場としての所謂、こうありたいとか、議員というものはこういうものだなどのところも含めて、開かれた議会というよりも、町民と身近な議員というところが近年、あまりそうとはいえないような気がするので、この中に、議員という文言を入れた方が良いのではないのでしょうか。

会長：そうですね。この表現はちょっと、議会に対することなのか、審議会に対することなのかが曖昧ですね。

総務課長：議会が行うようにということですね。

委員：議会だけという表現を入れた方が良いと思う。

委員：資料1 答申書（案）2/3 ページの【理由】で、2行目にかけて「町議会からの提言内容を改めて精査、尊重したうえで、」との文言になっているが、基本的には前回の提言内容を前提とし、現状を鑑み、改めて精査という表現にした方が、前の基本があるわけだから、それを前提として、この審議会で現状を鑑みながら検討したという形ではないだろうか。

総務課長：前回の部分の答申を前提とし、加えて、議会からの提言書を尊重し、検討したという流れに沿ってつなげたいと思います。

委員：前回、本日の会議で使う資料を早めに貰いたいという話をしたのだが、この答申書（案）が届いたのは、3日前だ。もっと早く配布すべきである。

総務課長：大変申し訳ありませんでした。  
最終回となる5回目の会議資料については、1週間程の余裕を持って配布します。

委員：これまで、皆さんからは、平成30年の審議会の意見を尊重しなければならないという意見もあったし、現状を鑑みた時は、我々が責任を持って、現在と今後に合わせて意見を出さなければならないという話が、特に、若い方々からあったと思う。  
年配者よりも、若い人の意見をどう取るかということをしなければならないと思う。  
私の意見であるが、定員については触れていない。「議員定数について」とは書いてあるが、具体的に、何人とは書いていない。  
まず、定数が14名で良いということならば、それでも良いと思う。しかし、報酬については、24万円に引き上げるとは決めないで、むしろ、28万円に引き上げるという意見もあったじゃないですか。議員年収を600万円にという意見もあったが、それは無理にしても。報酬を28万円に引き上げると、年収に換算して450万円位でしたか。  
前回の会議の資料に、議員年収400万円台の自治体はたくさんあると書いてあったじゃないですか。実際に年収が400万円台なのは、河北町、高畠町、大江町、小国町、白鷹町、飯豊町と書かれている。  
今、庄内町だと、報酬を24万円に引き上げると、年数はギリギリ400万円でしたよね。

事務局：議員報酬を28万円に引き上げるとすれば、年収が約450万円となります。

委員：それでも、市議員と比較すれば、かなり低いですよ。市議員だと、一番報酬が少ない市でも、報酬は35～36万円位じゃないですか。

総務課長：市レベルの報酬額は、全然違います。

委員：同じ政治を行っていることにおいて、報酬額に大きな差があることは深刻な問題だと思う。  
最近、こういう話を聞いた。今回、庄内町の合同企業面接会にやって来た人で、その人は庄内地方の出身だったけれども、現在は山形で就業していて、また庄内に戻ってくると思ったそうだ。そうしたら、庄内町で住宅を建てるということに対して、助成金があったので、庄内町に家を建てたそうだ。  
庄内町に魅力があると若い人達は来てくれるのだから、私としては、議員定数は14名で良いから、議員報酬を24万円から28万円に引き上げて増

額する4万円に対して我々が責任を持って、期待値として答申書に入りたい。

会 長：そうすると、議員定数は14名として、議員報酬を28万円にするということですね。

委 員：そうです。

委 員：実際に、地元の町議から話を聞いた。今、審議会でどのような結論を出せば良いか迷っていると話し、現実的にどうなのかと聞いてみたら、「私は今の議員報酬額に満足している」との結論であった。  
議員のスキルを上げるという条件で、議員報酬の2万5千円アップが、定数14名体制では適当なのではないか。  
私は年齢は無関係と思う。ある程度経験しないとわからないこともあるし、未来は明るいのではないかと思う。  
現段階では、ある程度、年配に任せても良いのではないかと思う。何か、70歳以上が現役という感覚の中で、しっかり対応している自負心が出てきているのではないかと思う。  
答申書については、私はこの原案に賛成である。議員定数14名の議員報酬24万円が妥当だと思う。

会 長：原案の議員定数14名の議員報酬24万円で良いということですね。

委 員：そうです。

委 員：私自身として、町議の顔が全員思い出せない現状で、議員報酬を引き上げて良いのかと思う。  
先程、話があった、資料1 答申書(案) (4) その他の2項目の、「町政や議会に無関心である町民の層が増えている」ということで、その中で関心を持つようなことをしていかなければならない現状で、やはり、議員が町民を巻き込んで活動をしていき、活性化を図るべきであるという答申が出ているのに、議員は何をしているのかと思わざるを得ない。  
いくら良い活動をしたとしても、町民と接する場所がなくて、活動をしているかどうかわからない状態では、議員としての意味や価値がないと思う。  
だから、積極的に活動をして、町民に自分の意見を伝えるとともに、町民の意見を聞き、持ち帰って審議をしていく状況を作っていかないで、議員報酬を上げるというのはとんでもない話だ。

会 長：ありがとうございます。  
議員報酬を上げなくても良いということですね。

委 員：議員報酬の引き上げ額は、原案の24万円まで。それ以上は、ちょっと無理だと思う。

- 会 長：議員報酬の引き上げ額は、妥協しても24万円まで。その際の議員定数は14名ですね。
- 委 員：定数14名以下に減らすのはなかなか難しいのではないかと。若い人達が議員に立候補しにくくなるし、減らす努力もしているだろうから。
- 委 員：様々な意見が出され、結論から、私はこの原案の報酬額に賛成する。ただ、皆さんから様々な意見があったように、若い方々がいかに議員というものに志すことができるのか、腐心していかなければならないと思う。このことをしっかり全面に出し、議会からの提言書も尊重したうえで、答申書を仕上げていくべきだと思う。しかしながら、若い方々が議員になれるように、皆で考えていかなければならないと思うと同時に、前回の会議でも申し上げたが、4年に一度、この報酬等審議会がどういう形になるかはわからないが、必ず行うことが私は大事だと思う。
- 委 員：結論であるが、私もこれまでの審議会で、議員年収を600万円まで引き上げるべき等の増額をした方が良いのではないかと意見を述べてきた。と言うのは、農業や建設業も含めて、少子化も相まって、若い人達がなかなか入職して来ない。今は農業の方でいうと、大農家の方だけであって、昔であればそういった方はある程度、自由の効く時間がある人や、商売をやっている人が挑戦しようという雰囲気だったが、今後は、私は違うのではないと思う。やはり、専門職という立場から考えると、ある程度の生活の保障が必要だと思う。結論は、今回は仕方ない、諦めようと思っている。議員報酬は24万円です。ただ、総額がわからず、月額報酬24万円しか見えない。年収額も入れるべきではないかと思う。本音を言えば、別の委員と同じように増額をしてもらうことが良いと思うけれども、今後、この報酬等審議会が4年毎に確実に行っていただきたい。果たして、来年の町議選で、立候補者が定数となるのか、ならないのかはわからないが。そういったことを考えていくと、農業や建設業をやりながら、町議をやる時代ではなくなってきたと思う。結論を申し上げますと、今回は議員定数14名とし、議員報酬は24万円。併せて、年収額も答申書へ入れていただきたい。そう考えると、町議は額面で24万円受け取っているのではなく、その他の報酬も受け取っていることが見えてくると思う。
- 委 員：まず、結論から言うと、議員定数は2名減員の14名、議員報酬は24万円の原案で良いと思う。最初の頃と考えが変わったというのが結論であり、二年前に中学校のPTA

役員をやらせていただき、町の会議に出席して、年齢層も、普段、関わりのない人や、男女問わず、様々な方々とお話をさせていただく機会を持たせていただきました。

その中で、町のことをよく考えている方がかなりいた。話をすると、良いことを言う方が多いとの印象を受けた。それに触発されて、私も様々な意見を申し上げさせていただいた。

話を議員定数及び議員報酬に戻すと、皆さんの話を聞きながら、一概に、少数精鋭で議員を集めるとすることはかえって難しいと思ってきた。もっと幅広く、議員になるチャンスをつくろうとした場合、あまり報酬額を引き上げると、逆に、議員になろうとするハードルを上げてしまうのではないかと思ってきた。

当初は、報酬額が多ければ良いと思っていたが、人によっては、年金を受給しながらという方もいるので、何も議員の仕事をしたくないから、これ以上の報酬額の引き上げを望まないのではなく、本当に金銭的に満足している人もいるのだと思う。

また、配偶者が仕事をしている方ならば、これ以上の報酬の引き上げを望まないという考えもあると思う。

しかし、答申書（案）（4）その他で、「議員のなり手不足を考えていく」という項目において、町全体として、そういう方を掘り起こすような話し合いを、議員を交えてやるべきではないかと思う。議員がいると、逆に話しづらい面もあるから、必ずしも交える必要はないとは思いますが、何か町に対しての意見を言えるような対応ができるように、新たに議員になろうとする人を掘り起こす機会を作り出していくことが大切だと思う。

委員：私もこの原案に賛成する。

この答申書の中身であるが、答申書（案）（2）議員定数について、「現行の報酬総額を上限とし」の項目で、上限を明記してしまうと、次の審議会の報酬等において影響する可能性が考えられるから、上限の文言を削除すべきだと思う。

定数については、別の方も意見を述べていたが、議員定数を減らしすぎると、若い方が議員になれる門戸が狭くなるので、住民の意見を反映させる観点からも、一定数は確保されるべきだと思う。

但し、報酬額に応じ議員定数を削減するということには、私は賛成できない。

委員：議員の月額報酬 24 万円に対して、今回の審議会に関しては賛成する。

先程、別の委員から意見があったが、報酬総額が正確には様々な手当も含まれているということで、明記することは難しいかもしれないけれども、やはり、そこに向かっていく時に、年収がいくらなのかの方が、自分が生活していけるかどうかが変わってくるという気がしてならない。

なので、総額が載せられるのであれば、載せた方が良いと思う。

この答申書（案）には載っていないが、若い人達が注目するものは何かと考えれば、SNS ではないかと思う。

実際に、このツールを使っている議員はたくさんいると思うが、なかなか

それを閲覧する機会がないと思われるので、「自分はこういうことをやっています」的なアピールをどんどん発信していき、目にふれる機会をつくり、広げていければと思う。

私の手元に来るものは、全て回覧板である。議会内容報告と各議員の名前と、「こういうことをしました」と載っているだけ。これだと、家族全員は読まないと思う。

今、議会の方では、女性議会が企画されていて、ある議員からこれに出ないかとの誘いを受けたことがあるが、敢えて、女性だけというのはどうなのかと思う。

けれども、こういう場に女性が出てくることがあれば、金額ではなくて、やりたいことをやろうとする人の場合は、議員になろうとする人が出てくるのではないかと思う。

報酬等の話に戻すが、報酬総額というところで、現在の予算の枠内で定数を減らして、報酬を2万5千円引き上げるとは、今後、町の収入を増やすことにより、その増額分を議員に与えることはできると思う。

例えば、ふるさと納税を考えると、私の職場内でも、「あれが欲しいから、この自治体へふるさと納税をする」という話が、若い人の中でも多いと思う。

庄内町では何が有名で、何が返礼品として受け取れるのかということを考えて、魅力ある返礼品を用意するなどしていけば、庄内町の税収が増えてくるのではないかと思う。

それに活かせるものを産業化していくなど、難しい話だと思うが、そのような考え方もできると思う。

税収を引き上げることによって、もっと、議員報酬を市議会議員レベルに近づけることができるのではないかと思う。

最後に、本題に戻るが、議員報酬は原案通り24万円で良いが、議員定数については、個人的に、16名から14名に減員するとどうなるのか、実感としてわからないので、今回はこのままで良いとするが、また4年後の審議会では、定数を据え置くのか、それともさらに減員するのかを含めて、報酬額を引き上げられるようにしていければと思う。

会 長：ありがとうございました。皆さん意見を一通り、伺うことができました。

委 員：今述べられた、町の財政状況まで考えようということになると、とても難しいことだと思う。

議員報酬だけの問題であるのだが、町の財政の全てを改めて考えてみると、昨年、約30億円も掛けて、新庁舎を竣工させた事実がある。

それから見れば、議員報酬を2、3万円引き上げると、このような審議会を開催してまでやるべきことなのかと思ってしまう。

町民が町議に期待する度合いは様々ある。

先程、話があった、ふるさと納税を増やしていくということも一つの知恵であると思うし、出せば知恵はたくさん出てくると思う。

以前は、議員を名誉職としてやられていたと思う。そう思って、議員をやられていたのは、ほとんど農家の方だと思う。



その頃の農家は、農業収入で暮らせたという背景もあったと思われるが、今の状況下で、同じことを望んでも良いのだろうかということを考えると、かなり難しい問題だと思う。

議員報酬について、一般企業に置き換えて考えてみると、たとえ、従業員数を減らして給料を上げようとしても、生産性を上げなければ、意味がない、デメリットにしかならないということになる。

議員の方々から緊張感を持って、議員活動をしてもらうように、活性化させていかなければならないと思う。

議員も、相応の能力が備わっていると思う。

これは議員のみならず、町長や職員にも言えることなのだと思う。

会 長：今、皆さんから意見を伺って、大半の方が原案に賛成すると述べられた。私が皆さんにもう一度確認したいことは、平成30年度の審議会で結論を出した内容で、前町長が3年前の答申を確認するよにとのことであった。  
私も前回の会議で申し上げたが、前回の審議会の答申書をこの原案に反映させたいと思っている。  
暫時休憩します。

会 長：再開します。

委 員：休憩中の話に戻るが、低待遇のまま、議員にあまりにハイレベルを求めると、議員になろうとする人がいなくなるのではないかと。

委 員：自分のこととして考えたとき、今仕事をしているわけだが、仕事をして生計を立てている。  
昔の町議も同じだった。議員報酬以外にその他の収入があって、自分の使命感として、名誉も含めて、やりがいがあるというレベルは、その気持ちと生活と両方の部分があるのだと思う。  
今、議員報酬を21万5千円から24万円に引き上げたとき、24万円にすればなり手不足が解消されて、自分のレベルが議員に求められるレベルに達しているのならば、4年はこれで行こうというのが議員報酬という保険だと思う。  
だからと言って、議員報酬を28万円にしても良いのかという議論があって然るべきだ。  
だから、現在の議員報酬に2万5千円を増額するのか、それとも、6万5千円を増額する方が良いのか、どちらが重要なのかと思う。

会 長：皆さんの意見を全体的に集約すると、定数を2名減らす代わりに、報酬を24万円に引き上げるという答申で宜しいか。  
そういった内容で、基本的にお願ひします。

会 長：それから、3年前のことも少し入れて、時期も4年後の審議会で、また申し送るよに残しておきたいと思うのだが。

そのよう形で、答申書を作らせていただきたいと思う。

総務課長：今、皆さんから頂戴した意見で、答申書の内容を調整させていただく。  
まず、最初に1の部分の議会の議員の報酬額については、皆さんからご賛同をいただいということに宜しいか。であれば、このままにさせていただきます。

次の【理由】については、平成30年の答申の部分前提とするということと、議会からの提言を精査、尊重するということ、しっかりと謳い込むことにします。

「なお」の項目で、ここでは皆さんから様々な意見を頂戴しましたが、議員の資質や今の議会に対する批判的な部分もたくさん頂戴しました。その部分に、議員の各自の資質の向上や今の議会の在り方についてもう少し検証をいただき、まずは中身的に、質の高い議員活動というか、その辺も見直して欲しいという意見もいただいたので、その部分も調整します。

また、次の(3)の議員活動についても、議員一人一人から資質の向上に努めてもらい、町民との接触も含めて、活動をしてもらうことをもう少し、加えさせていただきます。

会 長：議会での一般質問の内容がダブらないようにということも、付け加えてください。

会 長：もう一点、町の方へのお願いで、(議会中継について)定点カメラではなくてということ。

総務課長：議会だけの問題ではないということも併せて、その点は検討をさせていただきます。

それから、審議会で出された意見に対して、先程の(2)の議員定数の部分で、委員からご指摘のあったように、「現行の報酬総額を上限とし」の部分、今後に足かせになってしまうことも考えられるため、総額を最初から指定してやるのではなく、様々な部分を全て加味したうえで、報酬を決めていくという旨で、この部分はカットさせていただく方向で検討します。

その他、全体的に皆さんから出された意見を取りまとめて、記載していきます。

委員：【審議会で出された主な意見】の(1)報酬の額についてで、2項目の「議員報酬で生活が成り立つような報酬額とし、志を持つ若い人達が議員となり、安心してまちづくりに邁進できるものになりたい」の部分は必ず入れて下さい。

それから、3項目の「議員としての役割をしっかりと果してもらうことが前提が」という部分で、「前提に」として入れましょう。

総務課長：厳しく入れるようにすると。

- 委員：町民の代表なのだから。「議員としての役割をしっかりと果してもらうことを前提に、町民の代表である町会議員の報酬額を引き上げて良い」とすれば良いのではないか。  
四項目目の「現在の経済情勢を考慮すると、報酬額を増額することに対して、町民の理解を得られない」のではなく、「得にくい」にした方が良いと思う。「得られない」とすると、全否定になるから。
- 委員：(4)その他について、追加してもらいたいことがある。  
次回の町議選において、定員に達するかどうかを注視すると入れるべき。人口が約2万人いるのだから、それに16人が14人、定員に達するかどうかを注目しなければならない。  
この条件で、期待に対して、応えようとする人が14人いるかどうか、それをわかりやすい表現で記載してもらいたい。
- 会長：今、委員から指摘されたことも、素案に記載していきたい。
- 委員：先程、会長から政策提言についての話があったが、県議会では、それぞれの政策グループが会派から必ず出されるそう。旧余目町時代には、議員活動の中でそういったグループがあったと思う。そこで質問がダブらないように、調整や話し合いがなされていたし、グループの提言を町長へ出していた。  
しかし、最近の町議は、個人プレーが目立つ。  
個人で政策を出そうとしても、非常に軽いものになってしまう。  
だから、そういった点にも課題があるのではないかと思う。
- 会長：議会の在り方についてですね。  
その辺ももう少し、ご意見をもらいたい。
- 委員：何々党じゃなくても、数人単位のグループでも良いと思う。
- 委員：議会における一般質問の際は、会派等で調整し、類似した議員の質問は集約すること。  
やはり、類似の意見や質問等は事前に集約し、提言及び質問をするべきである。  
それによって、有効に時間を使って欲しいと思う。
- 会長：ありがとうございます。  
たくさんの意見を頂戴した。ギリギリまで答申書に盛り込むことは可能であるから、次の素案を楽しみにお待ちいただきたいと思う。  
議員報酬については、これで締めたいと思う。  
それでは、続いて、②特別職の報酬額等の改定についての協議へ移りたいと思う。事務局より、説明を願いたい。

- 事務局：まずは、資料2をご覧ください。  
今回、諮問書の内容に、三役を除くその他特別職の報酬額等についてということで諮問をさせていただいています。  
本日、配布した、資料2の特別職の報酬額等の改定について（案）ということで、現在、町にはこれ以外にも特別職はありますが、今回、改定を検討し、協議をしていただきたいということで、（案）に提示させていただいております。  
（以下、「資料2」により説明）  
なお、答申書については、資料2の内容も盛り込む方向で検討しています。  
これまでの説明を聞いていただいておりますように、国の制度改正及び周辺の自治体に合わせる形での報酬額の改定になっています。  
答申書の中身としては、あまり細かいことではなく、考え方の基本となる部分を文章で載せたいと考えています。  
現在、考えている、三役を除くその他特別職の報酬額等については以上です。
- 会長：今、事務局より、説明をしてもらいました。  
皆さんから、質問や意見はないでしょうか。
- 委員：消防団の報酬についての確認である。  
これまで、火災の際の出動では、費用弁償が支給されていなかったということだが、改定（案）では、火災の際の出動でも、報酬を支払うことになり、その管理の仕方はどうなるのか。  
各エリアに、分団長や部長がいて、その下に班長がいる組織図であると思う。  
例えば、火災が発生して現場へ出動した。そこで、作業時間を水増しする班がいたり、幽霊団員がいるなどしたら、その管理は誰が行うのかを知りたい。  
また、消防団には退職金が支給されることになっているが、現状の内訳、例えば、何年勤めたら、退職金がいくら貰えるのかなどはどうなっているのか、以上の二点のことを知りたい。
- 総務課長：消防団の退職報奨金については、手持ちの資料がないので、担当課に確認して、次回の会議でお知らせしたいと思います。消防団の退職報奨金については、上部組織で決まっていることなので、それに基づき支払いをするものであります。  
他の特別職と比較して、退職金がある制度がとなっているのは、消防団だけであります。確認して、後程、お知らせしたいと思います。  
もう一点、管理の件についてですが、各分団で点呼を取り、出動人数の報告を上長へしているものと聞いています。  
当然、そこに町の職員も火災発生時には出向くので、そこで班長から点呼の結果をいただいた数字を担当課の方で集計して、それによって日額報酬を支払う流れになっているものとなります。

よって、出勤及び作業時間の水増しはないものと判断しています。

委員：例えば、改定（案）では、火災で出勤したら日額報酬2,000円が支払われ、4時間を超えたら4,000円にアップすると記載されているが、常識的に考えれば、消防団は鎮火するまで、現場で消火活動を継続するのではないか。最低、4時間は現場にいると思う。

総務課長：担当課からは、火元の地元の班は、鎮火を確認するまでは現場にいるが、応援で出勤した班は、その場で解散するそうである。  
火事の大小で時間は変わって来ると思う。  
一般的に、その集落を担当する班は、最後までいなければならないそうであり、4時間は往々に超えると聞いていますが、応援班が全員、4時間を超えることはないと思います。  
なお、先程の出席人数の確保も含めて、基準をしっかりと設けて対応していきたい。

委員：選挙管理委員会の報酬額についてである。投票立会人は1日、投票所へ常駐していると思うが、例えば、7時間以内であれば、日額報酬の1/2の報酬額で済むのか。また、立会人が7時間以内というのはあり得ることなのか。

総務課長：長時間にわたって、同じ場所に拘束されるのが、皆さんは大変であり、なかなか、立会人を引き受けて下さる方がいないのが現状です。  
「もっと、拘束時間が短ければ、立会人を引き受けても良い」という方はいるのですが、そういったことから、1日の部分を半分に分けて、途中で交代して引き継ぐ形で、このような7時間以内で、半分ずつにしようという考え方があります。

委員：1/3や1/4ということもあるのか。

総務課長：今のところは、そこまでの細分化は考えていません。まずは、半日交代ということになります。

委員：消防団の報酬で、かなり前は、放水を必要とする火災でなければ報酬は出なかったと記憶をしているのだが、現在はどうなっているのか。そこを確認したいのだが。  
火災の度合いによっては、1時間以内で解散することもあるようだが。現場へ行っただけでは、報酬は出ないと聞いたことがあるのだが。

総務課長：これまでの消防団活動で、火災の出勤では、報酬が一切、発生していなかった。

- 委員：こういう言い方をしては何だが、遅く現場へ出動して、放水をしない方が得をするという考えをする団員も中にはいるのではないか。放水をすれば、後片付けもしなければならないし。  
放水をしなければ、終わり次第、解散となるから、そういうウェートも考えて、報酬に関しては考えるべきではないか。
- 総務課長：そういった点も含めて、しっかりと基準を設けていかなければならないと思います。今の現状も伺いますが、今後は、しっかりとした基準を設けることを検討したいと思います。
- 委員：消防団員の出動についてであるが、団員の人は、勤め先から現場へ出動するものと思うが、自分の担当区でなくても同じ分団ならば、応援に行けという指示が出たら、行かなければならないのか。  
消火活動に貢献をしているというのが、消防団の本来の務めであると思うが。
- 総務課長：報酬を支払うことになるので、しっかりとした基準を設けて、対応することになると思うので、そこも改めて、確認と検討を行いたいと思う。
- 委員：No.18の消防団員の報酬額で、改定理由に記載されている、「20,000円未満の市町村は、近隣自治体を参考としたうえで」改定（案）として、年額20,000円とあるが、町嘱託医の報酬は、酒田市が基準と記載されている。話を消防団員の報酬額に戻すが、この20,000円の近隣市町村とは、どこになるのか。
- 事務局：酒田、鶴岡、遊佐の庄内地域の市町村のことである。
- 総務課長：報酬額とは別の話となるが、現在、消防団の報酬額については、班の会計に入って、それを班で分配したりして、班員の飲食費に充てられたりしている様です。それも是正する指導を受けており、個人に全て支払うようにと、来年4月から改める方向でいます。
- 委員：消防団の報酬の件だが、班や団で運営するのに、それなりの費用が必要になると思われる。例えば、消防団の訓練後に飲み物代として、そこから支出するなどの経費が出てくると思う。
- 総務課長：考え方としては、これまでは班や団へ渡っていたものが、今後、それぞれ個人へ直接渡ることになるので、班の中で会費を集めて、運営していくしかないのではと思われます。
- 会長：他に、何かありませんか。

委員：No.34の産業医についてである。産業医は委員会などの会議も多く、学校医よりも多忙なのではないかと思うが、実際はどうか。

総務課長：産業医には、町の職員の健康やメンタル面などの業務をやっていただいています。年二回の会議、あとは健康診断の際に助言や指導をいただいているので、それ以上の負荷がかからないようにしていきたいということで、個々の中で留めたい考え方であります。  
他市町村の産業医は、報酬額がかなり高い水準だと思います。  
今回は、産業医は学校医との関係もあって、報酬額の引き上げ幅は、学校医と同じ水準とさせていただき改定(案)で考えています。  
まずは、この上げ幅でやっていただくしかないと思っています。

会長：それでは、三役を除くその他特別職の報酬等については、ここまでとさせていただきます。  
これが答申になりますので、次回、もう一度、素案の作成をお願いします。

総務課長：答申書の3/3ページ2の三役以降には、今回は何も記載がないわけですが、そこに国に従うや、あるいは、近隣自治体に従うなどの、そういう部分を盛り込ませていただく形で、文章で表現していきたいと思っています。

会長：では、そのような形で、素案の作成をお願いします。

委員：農業委員会の報酬額についてであるが、平成16年の審議会の時の改定はあまりにも酷かった。  
当時の会長は、県の様々な要職に就いていて、農業委員会の報酬額が安すぎると言っていた。その際、報酬額の引き上げを要望し、その際にあった町長の特別職等審議会の議題に、この農業委員会の報酬額についても議題とした経過がある。  
当時の農業委員会会長職の報酬は、平の委員とあまり変わらなかったと思う。そのときに、報酬額を490,000円に引き上げたはずである。  
そのことを補足事項へ残してもらいたい。

委員：農業委員の報酬は、私がしていたときは、1,000円の交通費くらいしか出なかったと思う。

総務課長：今回は、成果に応じて上乗せになるので、増額となり、最大で、年額120,000円となります。  
私たちがいつも議論しているのは、例えば、教育委員等もいるのですが、そこは何も財源がないので全然動かないことになっています。  
均衡が取れないかということも、議論になっていましたが、それなりの活動を行って、成果が見られれば、その分を国が上乗せするということだったので、そこは国の交付金の部分に合わせて、上乗せをしていく対応でいます。近隣市町村では既に始めていて、高い報酬額を設定している様なの

で、今回、近隣市町村に合わせてやっていこうと改定（案）する方向でいます。

委員：成果の評価は、誰が査定するのか。

総務課長：評価については、集積率等の指標で行われるものとなります。  
国から新たに交付金が配分されて、財源がつくことになります。

委員：一定の要件を満たすということとなるのか。

総務課長：そのとおりです。

会長：以上で宜しいでしょうか。  
それでは、第5回の審議会の日程等の確認をお願いします。

総務課長：本日、配布したばかりで、事前の配布にはならなかったのですが、もう一度、これまで配布した資料を見ていただきたいと思います。

会長：そうですね。皆さん、もう一度、確認していただくようよろしくお願いします。

委員：本日の会議の議事録は、いつ頃配布されるのか。  
早めをお願いしたい。

事務局：次回の審議会の1週間前には、皆さんへ届くようにしたいと思います。

委員：お願いします。

会長：では、そのようにお願いします。  
続いて、(2)その他について、事務局よりお願いします。

総務課長：今回は、この庄内町特別職報酬等審議会の最終回となります。  
次第にも記載させていただいている通り、10月25日（月）午後6時から  
で皆様宜しいでしょうか。

委員：都合のつかない方あり。

事務局：それでは、10月26日（火）で調整させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

総務課長：衆院選が想定日にならなければ大丈夫なのですが、衆院選の日程がまだ決まっていないものですから。  
(休憩を取り、日程調整)



会 長：それでは、皆さんのご都合等を勘案しまして、現時点の予定で、第5回の審議会は26日の午後7時とさせていただきます。  
尚、午後6時開始が可能な場合は、午後6時からとします。  
他になれば、進行を事務局へ引き渡します。

(閉会)

総務課長：皆様、慎重な審議をありがとうございました。貴重な意見を頂戴し、参考にさせていただきます。  
次回は早めに、資料を事前に配布させていただきますので、確認の程、よろしくお願ひします。  
それでは、これをもちまして、第4回庄内町特別職等報酬審議会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。